

# 明治維新と栗橋関所番足立家

清水正彦

## はじめに

当館には栗橋関所番足立家に伝来した文書が寄託されており、その一部が『埼玉県史料叢書』の「栗橋関所史料」として翻刻・刊行され、最終巻の「栗橋関所史料五」が平成二十五年三月に刊行された。<sup>①</sup>同巻の主な収録史料は、慶応元年（一八六五）六月から明治二年（一八六九）三月までの「御用留」（写本）<sup>②</sup>と、慶応四年二月から明治二年二月までの「御関所日記」（原本）<sup>③</sup>である。なお、同巻の口絵には、足立正寛が葛飾県の史生に任命された辞令や同県廃止後に帰郷した足立の届書<sup>④</sup>も掲載されている。

「栗橋関所史料五」の刊行に前後して、当館ではコーナー展示「栗橋関所関係文書展Ⅱ―幕末の動乱と栗橋関所の廃止―」（平成二十五年三月五日～六月二日）を開催し、戊辰戦争を中心とする幕末の動乱と栗橋関所の廃止に関する史料を紹介した。<sup>⑥</sup>

筆者は、「栗橋関所史料五」と「栗橋関所関係文書展Ⅱ」に携わったが、本稿では、栗橋関所番足立家の明治維新への対応について検討したい。新政府への恭順を指示されるまでの動向や官軍の江戸進撃の過程で発生した関所襲撃等については割愛して、慶応四年四月以降を対象とし、彦根藩・古河藩の関所勤番と関所番の朝臣化、関所の廃止と葛飾県出

仕、葛飾県廃止後の足立正寛、以上について述べる。葛飾県廃止後の足立の動向については、「栗橋関所史料」と「栗橋関所関係文書展Ⅱ」を含めて従来注目されてこなかった、学区取締兼医務取締・学務委員としての履歴や土地所有にも言及したい。<sup>⑦</sup>

本題に入る前に、栗橋関所の概要について説明しておく。栗橋関所は、日光道中栗橋宿（武蔵国葛飾郡、幕領、現久喜市、旧栗橋町）の利根川渡船場に位置し、対岸は中田宿（下総国葛飾郡、古河藩領、現茨城県古河市）である。関所の正式名称は、「房川渡中田関所」であった。幕府代官が関所を管轄し、寛政十二年（一八〇〇）以降は足立・加藤・島田・富田の四家が関所番を世襲した。<sup>⑧</sup>

また、足立家一〇代柔兵衛（十太夫・柔郎）正寛（明治十八年（一八八五）六月三日没）については、武蔵国葛飾郡茂田井村（現三郷市）の名主和井田家（同国埼玉郡八條村（現八潮市）和井田家の分家）の出身（七代も同）で、和井田徳次郎寛敏と名乗っていた。安政四年（一八五七）二月、足立家九代十右衛門正恒の養子となり（代官手代籠宮幸助の弟として養子入）、翌五年三月関所番見習となり、文久二年（一八六二）六月には関所番に昇格している。<sup>⑨</sup>正寛が足立家の婿養子となった際の願書には二五歳とあるので、これに従うならば、

生年は天保四年(一八三三)ということになる。

一 彦根藩・古河藩の栗橋関所勤番と関所番の朝臣化

(一) 彦根藩・古河藩の栗橋関所勤番

慶応四年四月初め、宇都宮藩救援に向かう官軍が栗橋関所を通行している。<sup>11</sup> 同月十六、十七日の下野国小山の戦いで官軍敗北後の十八日には、関所番は、通行改め・川筋取締を嚴重にするよう官軍から指示され、それが「徳川家御為筋も有之」と申し渡されている。<sup>12</sup>

同月十九日、宇都宮城攻防戦(第一次)があり、官軍が敗北して落城した。<sup>14</sup> こうした状況を受けて、翌二十日、栗橋関所は、官軍の命を受けた彦根藩へ引き渡されることになった。関所へは彦根藩士が五人ずつ詰め、利根川へ高瀬船を出して昼夜とも嚴重に改め、「中田之方江も張番」した。彦根藩士は「地理不案内」であるとして、関所番が「立会」として関所に詰めることになったが、通行改めは勤番藩士が担当した。<sup>15</sup> 翌二十一日、関所勤番は、彦根藩から古河藩に交代した。関所番は、引続き立会出勤することになった。<sup>16</sup> なお、彦根藩への関所引渡しに先立つ同月十七日、徳川家(旧幕府)小人目付から、「自然御関所可引渡等之談も有之候ハ、速ニ引渡不苦」と指示されていた。<sup>17</sup>

閏四月三日の『内外新報』第一号には、栗橋関所・中田両所とも古河藩兵が固めていること、「栗橋川」に船橋が架けられていること、栗橋でのろしが上がり次第江戸市中残らず立ち退くよう官軍より指示が出ていること等の記事が掲載されている。なお、栗橋関所警衛の古河藩人数は、七月十三日の段階では、砲隊を含む一〇七人であった。<sup>18</sup>

(二) 栗橋関所番の出勤停止

五月十五日、上野戦争で彰義隊が壊滅した。<sup>19</sup> 同月十九日、大総督府は、江戸鎮台を置き(大総督の有栖川宮熾仁親王が鎮台を兼任)、寺社奉行所を社寺裁判所、町奉行所を市政裁判所、勘定奉行所を民政裁判所に改めた。この際、徳川亀之助(家達)に対して、「奉行之儀被止候、其以下役人之者、当分是迄之通出勤被 仰付候事」と達している。<sup>20</sup> 同月二十四日には、亀之助を駿河国府中城主とし、七〇万石を下賜することが達せられた。<sup>21</sup>

五月末、「元勘定所勤之もの一同」召し出し、民政裁判所勤仕を命じるとの大総督府仰出があり、代官に対し、自身および「手附之者共」について、六月三日までに請書を提出すること、受け難い者は同日までにその旨申し立てるよう達せられている。期日を過ぎた同月五日、江戸にあった代官小笠原甫三郎義利役所へ上野戦争の見舞い等に出向いていた栗橋関所番島田耕平は、民政裁判所の件等を伝えられている。<sup>22</sup>

島田の帰着後、関所番を代表して代官役所へ出向いた足立は、同月十日、「王臣(朝臣)之儀者当惑仕候」旨を伝え、「王臣ニ不相成候様仕度心願ニ御座候」と申し立てつつも、関所番勤役継続を希望する以下の願書を提出している。<sup>23</sup>

〔史料一〕

今般被 仰出之趣奉敬承候ニ付而ハ、私共儀元御勘定所付房川渡中田御関所番相勤、武州栗橋宿在任罷在候間、向後右御関所被御建置候儀ニ有之候ハ、是迄之通勤役被 仰付被下置候様仕度、

此段奉願候、以上

慶応四辰年六月

房川渡中田  
御関所番

房川渡  
中田御関所番

一、高式拾俵式人扶持

島田耕平

一、高式拾俵式人扶持

同 富田潤三

島田耕平印  
富田潤三同

一、高式拾俵式人扶持

同 足立柔兵衛

足立柔兵衛同  
加藤李兵衛同

無宛

一、高式拾俵式人扶持

同 加藤李兵衛

なお、「奥羽・野州御鎮静ニ相成候」までは、通行改めは古河藩が担当し、関所番は「立会候迄」で構わないかという内容の伺書については、願書許可後に提出すべきとして、代官小笠原から却下されている。ところが、同月二十九日に至り、「手附之もの并貴様方（関所番）

一、金五両  
式人扶持

右下番  
荒井政五郎

一、金五両  
式人扶持

同 瀬下岩五郎

御身分御人減ニ付、勤御差免勤仕並小普請人」を命じる服部綾雄（徳川家中老<sup>(24)</sup>）の仰渡が関所に通達された。そこで、関所番は、同日より出勤を停止した。なお、関所一棟と高札および付属の品々（鎗・三つ道具等）を古河藩へ引き渡す目録を見ると、差出人の足立他三名の肩書は、「房川渡中田元御関所番勤仕並」となっている。<sup>(25)</sup>

〔朱書〕  
「此式人扶持と有之者支配ニ而書損也」

七月二十日、代官役所からの御用状が栗橋に到着した。それには「是迄之通御勤仕可被成」と出勤再開の指示があり、民政裁判所の下知済の以下の願書が添付されていた。<sup>(26)</sup>

〔史料二〕

房川渡  
中田御関所番人身分之儀ニ付奉願候書付

右者私支配御関所番人共儀、從來地着罷在候者共ニ而此度勤向差免申渡相成候、然ル処先達而取締筋之儀私江御達章を以被仰渡候節、番人共先ツ其儘居置往来改方為取計候段參謀衆江申上置、且是迄之通御関所建被置候ハ、引続勤番被仰付候様仕度段兼而私迄相願候間、右之もの共是迄取来候御宛行を以番人被仰付候様仕度、此段奉願候、以上

慶応四辰年七月

小笠原甫三郎

御附紙 御取簡印

書面之趣者当分是迄之通御関所被建置勤番被仰付候間、凡而申立之通可被取計候

押切  
八十郎 辰七月

これを受けて東京（七月十七日改称）へ出向いた加藤李兵衛は、代官小笠原の「兎も角も出勤之方可然」という言葉にも関わず、「伺済」までは出勤停止を継続する意向を表明した。関所番が懸念していたのは、東北地方が鎮静しないうちに、勤番藩士が引き揚げられて、関所番自身が通行改めを担当する体制に戻ることであった。関所番が提出した「御関所勤方之儀ニ付伺書」には、「私共人少」として、「御鎮静ニ相成候」までは古河藩の勤番継続を望むこと、「御鎮静ニ不相成内」に同藩の勤番を解除する場合は、最寄の関宿藩か岩槻藩に勤番を命じてもらいたい等と記されている。<sup>(27)</sup>

### (三) 栗橋関所番の朝臣化と出勤再開

八月四日、熊本藩が下総・武蔵両国の数郡の管轄を命じられ、八日に同藩士の佐々布貞之丞直武が下総知県事に任命された。<sup>(28)</sup> なお、同日には民政裁判所が会計局に改称されている。同月十七日、代官小笠原から知県事佐々布への管轄地引継がなされ、二十日にはその知らせが栗橋に届いた。<sup>(30)</sup>

同月二十八日、東京の佐々布役所に出向いていた富田潤三に対して、知県事の決定が伝達され、伺書に対する会計局の下知を待たずに関所

への出勤を再開するよう指示がなされた。なお、熊本藩から関所警備の兵を差し出すよう知県事が取り計らう旨も伝えられており、古河藩の勤番が継続されたので、これは実現しなかったと思われるが、関所番は安堵したであろう。また、関所番が伺いを立てていた関所番と勤番の古河藩士の席次については、次のように指示された。<sup>(31)</sup>

#### 〔史料三〕

一、古河藩同席ニ而勤番席合之義、是者伺迄ニも及び不申、最早各  
方 朝臣ニ被 召御関所番被仰付候上者、諸藩之上席たるへ  
き旨御差図之事

関所番は、朝臣となつて、関所番を命じられたからには、諸藩士より上席であるというのである。

同月晦日、関所番一同は、古河藩者頭小谷源兵衛と目付代池田繁太郎を呼び出して、「先般拙者共 朝臣被 召御請申上」げたこと、すなわち関所番が朝臣となったことを伝えたくて、「各方立会出勤」を命じられたとして、翌一日より関所番が出勤すること、「船陸改方」は勤番の古河藩士が行うこと、席次は関所番を上席とするよう命じられていること、以上を申し渡している。こうして、朝臣となった関所番は、約二か月ぶりに出勤を再開したのであるが、出勤を停止する前同様、勤番藩士が通行改めを担当する立会出勤であった。なお、中田宿本陣忠蔵他より、関所復帰の祝儀が届けられている。<sup>(33)</sup>

九月八日に明治と改元されたが、朝臣となつた足立は、十月一日までには、「王臣・房川渡中田御関所番足立柔兵衛」と名乗る手札（名刺）を使用するようになっていた。十一月には、「天朝」（新政府）より初

めて扶持・給金が支給された。<sup>(34)</sup>

なお、十一月、足立は、「柔兵衛」から「十太夫」に改名することを知県事に願ひ出ている。<sup>(35)</sup> 改名許可は翌十二月二十一日に届き、翌二十二日より「御関所日記」に「足立十太夫」が使用されている。<sup>(36)</sup>

#### (四) 古河藩の栗橋関所勤番解除

東北の戦況は、九月十五日に仙台藩が降伏、二十二日には会津藩が降伏し、二十四日には庄内藩も降伏していた。それから二か月後の十一月二十七日付の知県事佐々布から古河藩に宛てた文書によると、「追々奥羽筋鎮静」になったとして、今後栗橋関所の改めは関所番に行わせるので、関所を関所番へ引渡して勤番の古河藩士を引き揚げることに、ただし「非常事変之節」は警衛の藩士を派遣することを要請している。翌十二月一日、古河藩から関所番へ関所が引き渡された。<sup>(37)</sup> こうして、関所の管理は旧に復し、関所番の本来の勤務が再開された。なお、下総知県事は、十二月十八日に水筑竜（佐伯藩士）に交代している。また、翌二年正月には、下総知県事管轄地を継承した葛飾県が設置された。<sup>(38)</sup>

#### 二 栗橋関所の廃止と葛飾県出仕

##### (一) 栗橋関所の廃止

明治二年正月二十日、「今般大政更始四海一家之御宏謨被為立候二付、箱根始諸道関門廃止被 仰出候事」という内容の布告が出され、全国の関所が廃止された。<sup>(39)</sup>

ただし、関所廃止の布告後直ちに栗橋関所の機能が停止したわけでは

ない。「御関所日記」を見ると、同年二月十七日条の降伏した会津藩士三二〇人の通行記事に至るまで、通行の記載がある。

東京にいた島田耕平が関所廃止の情報を入手したのは二月五日で、島田が栗橋に帰着したのは九日である。十八日、関所廃止の正式な通達が栗橋関所に届いた。そこで、関所番は、即刻通行改めを取り止め、葛飾県へ引き渡す関所の建物・高札・書物・鉄砲・諸道具を宿役人に預け、関所を引き払って屋敷に帰った。<sup>(41)</sup>

こうして、栗橋関所は役割を終え、関所番であった足立たちは、職を失うことになったのである。なお、栗橋宿本陣池田鴨之助他懇意の者たちが足立を見舞っている。<sup>(42)</sup>

##### (二) 葛飾県出仕

関所を引き払った翌日の明治二年二月十九日、足立は、東京にあった葛飾県役所へ出発した。葛飾県役所では、今後の足立たちの身分・勤方等については、願書を提出するよう指示されている。同月二十八日に提出された願書によると、元関所番四名は、「何向奉務仕度志願御座候得共」、栗橋在任では「可相勤様無御座候」として、葛飾県役所へ召し出されて「相応之御用向」を仰せ付かると願ひ出ている。<sup>(43)</sup>

同年三月十五日、葛飾県の下総国葛飾郡加村（現千葉県流山市）陣屋への出頭を命じる書状が栗橋に届いた。「元関所付諸品」を残らず持参または船便で送るようにとの指示もあった。同月十七日に島田耕平が出頭したところ、「最初より役柄能き処」というのは難しく、「役柄被仰付候処者差向キ筆生・捕亡方等有之」、まずは捕亡方と心得るように、また月給等も当面は「格外」支給するわけにはいかないとの

ことであつた。同月二十一日には、元関所番四名が加村へ出頭し、葛飾県役所へ召し出されるうへは、どのような役柄を仰せ付かるうとも構わず、また「御手当月給之儀も当分之処無給二而も不苦」と表明している。同月二十九日、元関所番四名は、加村陣屋にて葛飾県出仕を拜命し、「天朝之御為ニ相成候様尽力」すべき旨、および「庶務方之序ニ而書物等」する様命じられた。<sup>(44)</sup>

こうして、元栗橋関所番はそろつて葛飾県に出仕することになったのであるが、足立家の場合、同年十一月に家族一同加村へ引越している。<sup>(45)</sup>当初は月四両の「御賄料」が支給されていたようである。<sup>(46)</sup>翌三年二月の民部省宛葛飾県届によると、足立他三名については、「家族宮方難渋」の様子であるとして、二年八月より「為御扶助当分月給金一〇両を支給し、その後「官禄被 仰出」たので、「差定候儀にて無之候得共、当分使部之官禄」を支給しているとの事。三年五月改「葛飾県御役所御役人附」を見ると、「源朝臣足立正寛」他三名の元関所番は、使部・大初位で、官禄は一六等二の現米一五石(年)である。ちなみに、直前の四月に、栗橋宿名主良右衛門他一名が差し出した囚人預証文の宛所には、「葛飾県御出役足立柔郎殿」とある。<sup>(50)</sup>

同年五月二十八日、足立は、葛飾県の史生に任命された。<sup>(51)</sup>これにより「月給相増」、五月三日支給分が金一一両余であつたのに対し、六月二日支給分は金一四兩三分余となつた。<sup>(52)</sup>当館収蔵の葛飾県の官員録を見ると、租税局に「足立源正寛」の名があり、史生・兼用度・従九位とある。<sup>(54)</sup>

明治四年二月、足立は、家禄として毎年三石五斗(現米)を給与し、葛飾県貫属とする旨の政府決定を葛飾県より達せられている。<sup>(55)</sup>この

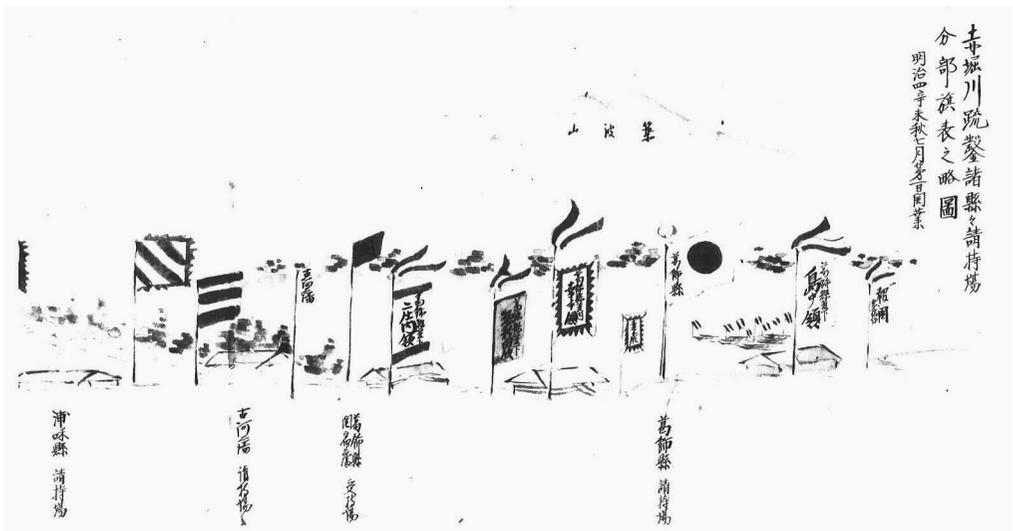


写真1 明治4年7月「赤堀川疏鑿諸県々請持場分部旗表之略図」(部分)(足立家257)

※原本彩色。省略した部分には、「御出張土木司方御小屋」や日光山も描かれており、御用掛の栗橋宿池田鴨之助他の名も記されている。足立家257には、平面図(受持場の記載なし)もあり。※埼玉県行政文書に、「明治四辛未七月 [ ] (赤堀川カ) 疏鑿諸県受持場分部略図」と記されている平面図が存在する(当館収蔵明1709-37-2)。これは明治14年に栗橋宿戸長小林三平が提出したものであるが、受持場の記載もあり、葛飾県・関宿藩受持場には、元関所番の「富田史生」(潤三)の名も見える(注(60)参照)。

達には「今般庚午十一月被 仰出候御規則ニ依而」とあるが、「御規則」は三年十一月の達をさし、これには「地方官ニ於テ貫属之者御処分伺中之分」、旧幕元禄八〇俵未満四〇俵以上の者は、二人口の割現米三石五斗とある。江戸幕府から二〇俵・四人扶持（俵換算で四〇俵）を支給されていた足立の場合は、これが適用されている。三石五斗は、二〇俵・四人扶持（一俵＝三斗五升の石換算で一四石）の四分の一に過ぎない。もつとも、葛飾県官員であった足立の場合は、家禄とは別に、官禄も支給されていた。史生の官禄は、同年九月より月給金一五兩（円）となっている。<sup>(57)</sup>

なお、栗橋町作成の足立家文書目録の「土木・治水」を見ると、明治三年十月以降の葛飾県の川普請（利根川・鬼怒川等）関係文書が複数存在する。写真一は、池田鴨平（鴨之助）の建言による新赤堀川疎通工事の絵図（部分）で、「明治四辛未秋七月第一日開業」とあり（同月廢藩置県）、工事を分担した葛飾県・関宿藩（県）・古河藩（県）・浦和県等の旗が描かれている。<sup>(60)</sup>

### 三 葛飾県廃止後の足立正寛

#### (一) 葛飾県廃止と帰郷

明治四年十一月十四日、府県の統合が布告され、埼玉県（武蔵国埼玉郡・葛飾郡（一部）・足立郡（同）・印旛郡（下総国印旛郡・葛飾郡・千葉郡他六郡）等が誕生した。<sup>(61)</sup> 廃止された葛飾県の大半は印旛県となったが、栗橋を含む武蔵国葛飾郡の地については、埼玉県に属することになった。<sup>(62)</sup>

明治五年五月に「当県貫属足立柔郎」が埼玉県出張所へ提出した「御

届書」によると、「元葛飾県残用事務取扱」の任に当たっていた足立は、四月晦日に印旛県より免職を申し渡され、翌五月十一日には加村から栗橋宿の旧宅へ引越していた。<sup>(64)</sup>

なお、元関所番の足立他三名が埼玉県貫属となる際の埼玉県への引継文書が残されているので、以下に紹介しておきたい。<sup>(65)</sup>

#### 〔史料四〕

（慶応四年七月願書（史料二）同）、明治元年十月会計所宛知県事  
佐々布申上書、同三年十一月弁官宛葛飾県伺書、同四年二月同は省略）

元房川渡  
中 田 御関所番士

（明治五年）

申四月十六日差免し

島 田 耕 平

当時当県史生

元葛飾県廢県印旛県へ

申正月廿九日十五等出仕、申二月十五日免職

富 田 潤 三

足 立 柔 郎

加藤於兔一郎

右耕平外三人義、御一新二付関門被廢候間、当県江動仕願出（中略）去々午・去未兩年分渡方取計申候、尤右之者共旧幕より之受領地武蔵国葛飾郡栗橋村ニ有之候分、今般地上納改而拝借相願、以来御県貫属之儀ニ付、右書類引渡申候、此上可然御取計可被成候

さて、以下では、帰郷してから明治十八年六月に没するまでの足立の動向について、（一）学区取締兼医務取締、（二）学務委員、（四）

表1 明治10年11月「学区取締事務章程」「小学校務掛事務章程」(埼玉県)

条	「学区取締事務章程」	「小学校務掛事務章程」
1	学区内の諸学校を管理する事	学制を普く小学区に施行する事
2	学区内の諸申牒を検閲する事	小学区の諸申牒に連署する事
3	学齢を計査し就学を誘導する事	学齢を調査し就学を督促する事
4	学事の諸年報・統計を編集する事	小学校の沿革誌を編纂する事
5	小学校の沿革誌を検査する事	文部省小学補助金を領収する事
6	文部省補助金を小学校に配領する事	県立学校費を領収して区務所に納付する事
7	県立学校費を領収して県庁に納付する事	小学校費を領収して区務所に納付する事
8	小学校費を県庁に納めまた校務掛に渡す事	小学校費を区務所より領収しこれを遣い払う事
9	小学校費を検査し其出納表を調製する事	小学校費の出納を計査し精算帳を作る事
10	小学教員の任罷を小学区に報告する事	学事に関し小学区の士民を召会する事
11	小学教員の講習所を巡回董督する事	小学生徒ならびに教員の出校簿を監査する事
12	小学校を巡回し諸般の整備に注意する事	定期試験および上下小学卒業生徒試験に立ち会う事
13	学事に関し中小学区の士民を召集する事	戸籍小区に交渉する事件は照会施行する事
14	小学生徒ならびに教員の出校簿を検査する事	小学区において通常例規ある諸務を執り行う事
15	小学教員の県立学校授業法参観を許す事	小学校の僕役を命じまたは放免する事
16	定期試験および上下小学生徒卒業試験に立ち会う事	小学校の書器および消耗品を支給する事
17	学業超群・学事奇特の者を県庁に具状する事	小学校生徒の受業料を収入する事
18	戸籍大区に交渉する事件は照会施行する事	小学校の小破當繕を執行する事
19	通常例規ある諸務を執り行う事	小学校の献金および物品を領収する事
20		小学校の資本金利子を領収する事
21		毎年4回区務所に会し学事を協議する事
	各条および特に委任したる事項は、成規・例格によりて処分することを得、その他は県庁の裁制を受くべし	各条成規・例格によりて執行し、その他は学区取締を経由し県庁の裁制を受くべし

参考：学区取締・小学校務掛の月給

学区取締		小学校務掛	
準12等	14円	1等	3円50銭
準13等	12円	2等	3円
準14等	10円	3等	2円50銭
準15等	8円	4等	2円

※明治10年11月9日埼玉県甲第111号布達(埼玉県行政文書明268—111)により作成。

家禄奉還、(五) 土地所有の順に述べたい。

ちなみに、足立正寛の養父十右衛門正恒は、明治六年十月五日に死去している。<sup>(66)</sup>

## (二) 学区取締兼医務取締

明治七年三月、足立は、埼玉県第八区の学区取締に就任した。<sup>(67)</sup> 五年八月の「学制」<sup>(68)</sup>によると、各中学区に学区取締を一〇名ないし一二、三名置き、一人で二〇あるいは三〇小学区を受け持ち、就学の勧誘、学校の設立・保護等を担当することが規定されている。学区取締は、府知事・県令が土地の名望家の中から選んで任命し、戸長等に兼務させることも認められていた。

明治七年二月二十四日の埼玉県達によると、これまで副戸長(旧制)が学区取締を兼務していたのを改め、新たに「区内学校之事務」のみを担当する学区取締専務の者(上等学区取締は副区長同席、月給七円、下等同は副区長準席・同五円)を置くことになった(各区副区長のうち一名も学区取締を兼勤)<sup>(70)</sup>。なお、学区取締(専務者)の勤務場所については、平常は「扱所」すなわち各区御用取扱所(同年五月「区務所」と改称)<sup>(71)</sup>に出勤するよう指示している。同年六月、埼玉県は、足立を含む各区一名の学区取締(専務者)の人名を文部省に届け出ている。<sup>(72)</sup> なお、足立は、学区取締の等級に中等が存在した時期には、中等であった。<sup>(74)</sup>

学区取締が担当した事務については、明治十年十一月、埼玉県は、「学区取締事務章程」と「小学校務掛事務章程」を布達している(表一参照)。これによると、学区取締の事務としては、諸学校を管理する

こと以下が挙げられている。なお、学区取締のもとで各小学校(小学区)の事務を担当する役職が校務掛である。

ここで、足立が担当した埼玉県第八区について触れておく。栗橋宿に区務所があった第八区は、明治十年十二月「埼玉県区分銘鑑」<sup>(77)</sup>によると、葛飾郡の一三宿村と埼玉郡の二二か村の計三四か村からなり、旧栗橋町(現久喜市)と旧北川辺町(現加須市)の全域および旧大利根町(同)の一部に相当する。区長は池田鴨平、副区長は松島要次郎(新川通村(現加須市、旧大利根町)・島田耕平(二元関所番)・秋庭豊次(五)郎(小右衛門村(現久喜市、旧栗橋町)の三名である。人口は一万七九八五人、生徒は一〇一一人(男九二八人・女八三人)、教員は二九名)学校は一一校であった。以上は「区分銘鑑」によるが、校名については、明治九年七月の埼玉県布達によると、表二の通りである。学区は、第一二番中学区(第一〜八、二五区)に属し、小学区は第一八七〜二一〇番であった。<sup>(82)</sup>

栗橋町作成の足立家文書目録の「教育」<sup>(83)</sup>を見ると、「第八区各校日計簿」・入学願書・学校沿革誌(第八区各校)・「学齢人員調査録」等、第八区の学区取締関係文書が複数存在する。<sup>(84)</sup>『栗橋町の歴史と文化財』に引用されている、明治十一年と推定される栗橋学校の沿革誌(足立家文書)<sup>(85)</sup>には、「編輯人(中略―引用者)栗橋学校々務掛 加藤政武」とある。加藤政武は、元関所番で、沿革誌によると、十年十二月に栗橋学校の校務掛に就任していた。表一によると、沿革誌の検査は、学区取締(足立)の担当である。栗橋学校は、沿革誌によると、四年に池田鴨平が只見秀質を招いて、<sup>(86)</sup>加藤邸内に仮校舎を開いたのが起源で、五年一月池田邸内に移転し、十年十二月新校舎へ移転したとい

表2 明治9年7月布達にみる埼玉県第8区の小学校

番号	校名	位置	備考
187番	声門学校	葛飾郡小右衛門村(現久喜市、旧栗橋町)	
188番	栗橋学校	同 栗橋宿(同上)	本校
192番	佐間学校	同 佐間村(同上)	
194番	河原代学校	同 河原代村(同上)	
197番	旗井学校	埼玉郡旗井村(現加須市、旧大利根町)	
198番	琴寄学校	同 琴寄村(同上)	
201番	道目学校	同 道目村(同上)	
203番	永保学校	同 弥兵衛村(同上)	
205番	前谷学校	同 前谷村(現加須市、旧北川辺町)	
207番	麦倉学校	同 麦倉村(同上)	
209番	小野学校	同 小野袋村(同上)	

※明治9年7月14日埼玉県甲第47号布達(足立家397、埼玉県行政文書明228)により作成。

う。沿革誌には寄付金の記載もあり、足立は、八年六月に五円、十年十二月に一五円を寄付している。<sup>87)</sup> 校舍新築資金に関連して、区長池田鴨平・副区長島田耕平・同秋庭豊五郎・学区取締足立柔郎・栗橋駅戸長小林三平・同副戸長菅沼久兵衛が名を連ねている誓約書が残されている。<sup>88)</sup>

足立の県全体の教育への関与としては、明治十年九月の埼玉県臨時教育集会が挙げられる。この教育集会は、学資改正を議題として、熊谷伝習学校にて開催された。足立は、第一二番中学区公選議員として出席している。<sup>89)</sup> なお、公選の手順は、まずは各町村会議員の互選により「主撰者」を一名ずつ選出し、ついで各行政区の「主撰者」の投票により議員を一名ずつ(第一二番中学区は九名)選出した。<sup>90)</sup>

続いて、学区取締と医務(衛生)との関係について検討したい。既述の通り、明治七年に埼玉県が学区取締(専務者)を置くことになった際には、学区取締は「学校之事務」のみを担当することとされていた。<sup>91)</sup>ところが、八年一月の埼玉県達には、「医業之義ハ學術之一科ニ付、爾後医務ニ関涉之事件ハ總テ学区取締ニ於テ可致担任候」とあり、以後医務関係は学区取締が担当するよう指示している。栗橋町作成の足立家文書目録には、同年二月の医師・栗舖等調書が存在する。<sup>94)</sup>

熊谷県廃止直前の明治九年八月十七日、埼玉県は、正副区長・学区取締宛に「学区取締より上申・下告之文書、今後衛生ハ医務取締、学事ハ学区取締と署名可致」と達している。<sup>95)</sup>これは学区取締から出す文書について、今後衛生関係は「医務取締」、学事関係は「学区取締」と署名するよう指示したものである。十年十二月「埼玉県区分銘鑑」によると、旧埼玉県管内分の二五区については、第八区の「学兼医

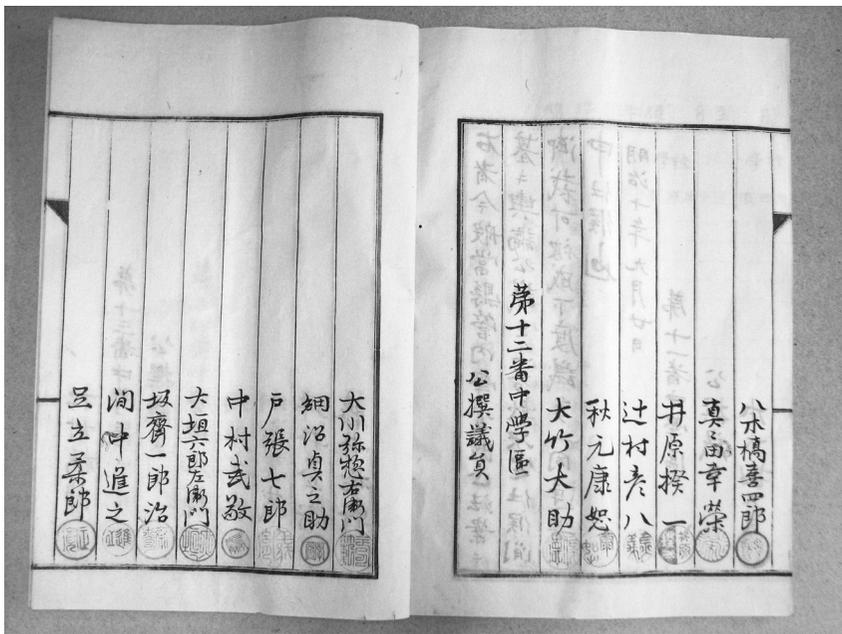


写真2 足立柔郎が捺印している明治10年9月「埼玉県内学資方法成議」  
 (当館収蔵長谷川家33) ※明治10年10月9日埼玉県甲第100号  
 布達として印刷頒布されている(埼玉県行政文書明268-100)。

足立柔郎」等、各区に学区取締兼医務取締が一名ずつ存在する。<sup>(97)</sup>

ただし、実は明治十年七月に埼玉県が布達した「埼玉県医務条例」<sup>(98)</sup>の第一章「医務取締ノ事」第一条には、「医務取締ハ一区一名ヲ医員中ヨリ選挙ス」と規定されていた。十一年一月、第四区の学区取締兼医務取締小林貞斎と第二五区と同松村橋郎は、医務取締の兼務を解かれていた。<sup>(99)</sup>よって、「医務条例」の規定による医務取締が選任され次第、足立を含む学区取締は、医務取締の兼務を解かれたのではないかと考えられる。<sup>(100)</sup>

明治十二年三月十七日、埼玉県は、学区取締・医務取締宛に、以下を達している。<sup>(101)</sup>

〔史料五〕

学区取締

医務取締

今般行政区画ヲ廃シ郡制施行候ニ付一同解職候条、従前担当ノ事務ハ郡役所エ引継可致、此旨相達候事

明治十二年三月十七日

埼玉県令白根多助

区制廃止・郡制施行に伴い、学区取締・医務取締は一同解職（廃止）となり、担当事務は郡役所が引き継ぐことになったのである。<sup>(102)</sup>明治七年三月に学区取締に就任した足立は、十二年に学区取締が廃止されるまでの五年間在任していたと推定される。<sup>(103)</sup>

ところで、区制廃止前後に「第八区学区取締」または「旧第八区学区取締」の名で出されている達の写しが残されているので、以下に紹介しておくたい。<sup>(104)</sup>

〔史料六〕

予テ当県学事通則第一章一条之通、各村正副戸長衆ハ管理内就学・不就学・々齡調査録正副式本編製し、本月廿日限り小学区内校務掛ヘ可差出候、此段御達及候也

明治十二年三月五日

第八区学区取締

各校常備定額金出納之儀者、本年一月ヨリ三月迄受払簿并出納表とも、来ル四月三日限り旧区務所へ持参在之候様、事務所より戸長へ御通知在之度、此段御達し及候也

十二年三月廿六日

旧第八区  
学区取締

(三) 学務委員

栗橋町作成の足立家文書目録<sup>(10)</sup>を見ると、足立が明治十六年四月当時北葛飾郡第一〇学区の学務委員であったことを示す文書が存在する。学務委員は、十二年九月に公布された教育令(第一次)<sup>(11)</sup>に、「町村内ノ学校事務ヲ幹理」し、児童の就学、学校の設置・保護等を担当するために置くことが規定されており、「学務委員ハ其町村人民ノ選挙タルヘシ」とされた。埼玉県では、翌十三年一月、「学務委員撰挙規則」と「学務委員事務章程」を布達している。<sup>(12)</sup>「撰挙規則」によると、公立小学部内の成人男子の記名投票により学務委員を選出することが規定されている。

明治十三年十二月、教育令が改正され(第二次教育令)<sup>(13)</sup>、学務委員に戸長を加えることになり、専任の学務委員については、府知事・県令

の任命制(「町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦挙」)に改められた。翌十四年十月二十一日、埼玉県は、「埼玉県学務委員薦挙規則」と「学務委員事務要領」を布達した。<sup>(14)</sup>「薦挙規則」によると、学区内に土地または建物を有する成人男子の記名投票により、定員の三倍の候補者を選出し、候補者の中から県が学務委員を選任することが規定されている。なお、前日に新学区が布達され、栗橋宿・伊坂村・小右衛門村・中里村・北広島村・河原代村・新井村・島川村・狐塚村・佐間村・高柳村・松永村・間鎌村(以上現久喜市、旧栗橋町)の一三宿村は、北葛飾郡第一〇学区となっている。学務委員制度は、足立が没した直後の十八年八月の教育令改正(第三次教育令)<sup>(15)</sup>によって廃止されている。学務委員の選出方法等については以上の通りであるが、以下、埼玉県行政文書の教員人事関係文書により、学務委員としての足立の履歴を追ってみたい。明治十三年五月十八日付の「小学教員撰挙具状書」(栗橋学校)<sup>(16)</sup>によると、足立は、栗橋学校部内の学務委員である。学務委員の足立は、「栗橋宿・伊坂村人民」を代表して、栗橋学校教員の只見秀質と取り交わした、明治十四年三月七日付の契約書も残されている。<sup>(17)</sup>

明治十五年八月七日付の河原代学校訓導任用に関する文書<sup>(18)</sup>によると、足立は、北葛飾郡第一〇学区の学務委員(専任)である。足立の学務委員在任が確認できる下限は、十七年一月二十二日付の河原代学校訓導任用に関する文書である。<sup>(19)</sup>なお、同年三月十三日には、池田鴨平が北葛飾郡第一〇学区学務委員(専任)に就任しているが、足立の後任と推定される。

#### (四) 家禄奉還

明治七年六月、足立は、埼玉県権令白根多助宛の願書を提出し、現米三石五斗の永世禄を奉還することを願ひ出ている。<sup>(17)</sup> なお、「遠国寄留」中の加藤政武分(二石八斗)についても、足立が代理して願書を提出している。<sup>(18)</sup>

これは、明治六年十二月「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」<sup>(18)</sup> に応じたものである。同規則によると、家禄一〇〇石未満の士族等を対象として、家禄を奉還した者には、産業資本金として、永世禄の場合には六か年分が、半額は現金、残り半額は公債証書で一括支給される。翌七年三月、五石未満の者に限り、全額を現金で支給することに変更されている。同年一月、大蔵省は、家禄奉還出願者の「目途毛篤ト承リ糺シ」<sup>(19)</sup> たるうえで、奉還を許可するよう達している。<sup>(20)</sup>

埼玉県行政文書の「士族・旧卒奉還禄・姓名」によると、島田耕平(一石八斗)と富田潤三(同)も家禄奉還を出願しており、足立・加藤を含めていずれも「農」「借ナシ」という記載がある。願書に添えて提出された「目途書」には、農業で生計を立てる見込みで借金は無い旨が記されていたようである。

家禄奉還は許可となり、四名合わせて八石九斗分の資金として、三一四円二一銭三厘が支給されている。<sup>(21)</sup> 計算すると、足立は一二三元余、残り三名は各六三元余となる。

#### (五) 土地所有

足立家文書の中に、「明治十二年十月改メ 栗橋宿・佐間村・広島村・旗井村田畑小作取立元帳 栗橋宿三百四十番地足立柔郎」と表紙に記

載されている史料が存在する。<sup>(22)</sup> 足立が小作収入を得ていたことがわかる史料であるが、「年来島田・加藤政武・足立三軒合併伊坂・松永・琴寄・佐間・旗井五ヶ村地所」に関する記載も存在する。経緯は不明であるが、元関所番の足立・島田・加藤の三家は、栗橋宿周辺の佐間村・伊坂村・松永村(以上現久喜市、旧栗橋町)・旗井村・琴寄村(以上現加須市、旧大利根町)の五か村にまたがる土地を共有していた。ところが、明治十二年六月に至り、「引裂ニ此度相成申候」、すなわち共有地が分割されたことが判明する。

この史料には、明治十二年八月調の「足立柔郎所有地券証枚数覚」も記載されている。これによると、足立が所有していた地券は、栗橋宿宅地二枚(六年付・十年付)・代価二五円余、同田畑四枚(九年付)・代価一三円余、同田五枚(十一年付)・代価一二円、佐間村畑六枚(八年付・九年付)・代価九二円、広島村(現久喜市、旧栗橋町)田畑一枚(九年付)・代価一〇九円余、旗井村畑一枚(八年付)・代価五一円、計二九枚・代価三〇五円余であった。

足立の所有地・拝借地の面積については、同史料に明治十三年六月調の数字が記載されており、所有地は宅地一反三畝六歩・田六反六畝二四歩・畑一町四反二四歩、拝借地は宅地五畝三歩、計二町二反五畝二七歩とある。

#### おわりに

以上、慶応四年(明治元年)四月以降、足立柔兵衛(十太夫・柔郎)正寛(栗橋関所廃止時の関所番)が没した明治十八年六月までの足立家の動向について検討した。

表3 明治4年11月葛飾県廃止後の足立正寛・加藤政武・島田耕平・同定勝の略歴

年	足立 柔郎 正寛 元関所番 葛飾県史生(3年5月～):租税局兼用度	加藤 政武 元関所番 葛飾県史生(3年5月～):刑務局	島田 耕平 元関所番 葛飾県史生(3年5月カ～):庶務局	島田 定勝 元関所番見習 葛飾県史生(4年7月～):刑務局
4		11月旧事務取扱中深津県兼勤出仕		
5	4月元葛飾県残用事務取扱免職	正月深津県13等出仕/6月小田県(旧深津県)権少属	4月免職	2月残用事務取扱免職/2月深津県14等出仕/6月小田県史生/8月権少属
7	3月埼玉県第8区学区取締	1月少属	2月正副区長制→(就任時期不明)埼玉県第8区副区長	6月少属
8	6月家禄 6月栗橋学校に5円寄付	奉還(富田潤三も) 12月小田県廃止		12月小田県廃止
9				5月司法省13等出仕
10	12月同校に15円寄付/12月当時医務取締兼務	12月栗橋学校校務掛	12月栗橋学校に10円寄付	1月16等出仕
12	3月学区取締廃止	3月校務掛廃止	3月区制廃止	4月埼玉県9等警部/12月8等警部
13	6月佐間村・伊坂村 5月以前に栗橋学校部内学務委員就任/屋敷新築	・松永村・旗井村・琴寄村3氏共有地分割(以降未確認)		
14				11月7等警部(以降未確認)
15	8月以前に北葛飾郡第10学区学務委員就任			
17	3月以前に学務委員退任カ	9月以前に第10学区学務委員就任		
18	6月没	8月学務委員廃止/8月31日当時栗橋宿筆生(以降未確認)		

※租税局等は、葛飾県の官員録(当館収蔵白石家717、同田口(栄)家1323)による。

※足立柔郎正寛: 出典略。

※加藤政武: 埼玉県行政文書明910-14、5103-626・640、岡山県立記録資料館編集発行『岡山県記録資料叢書』4 岡山県史料四(小田県史・上)、2009年、282頁以下、栗橋町文化財保護審議調査委員会編『栗橋町の歴史と文化財』、栗橋町教育委員会、1982年、202頁、久喜市教育委員会編集発行『久喜市栗橋町史』第5巻 資料編3 近現代(2012年)No.23により作成。

※島田耕平: 埼玉県行政文書明1604-23(〔史料4〕)、『栗橋町郷土誌』(久喜市教育委員会編集発行『久喜市栗橋町史資料』2 栗橋町郷土誌・静村郷土誌、2013年、28頁)、「埼玉県区分銘鑑」(埼玉県編集発行『新編埼玉県史』資料編19 政治・行政1 附録 埼玉県区分銘鑑・改正埼玉県町村便覧、1983年)、『栗橋町の歴史と文化財』203頁により作成。

※島田定勝: 埼玉県行政文書明910-15、930-32、埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書』4 埼玉県史料四、埼玉県、1998年、411頁、埼玉県編集発行『新編埼玉県史』資料編19 近代・現代1 政治・行政1、1983年、No.124、『岡山県記録資料叢書』4、283頁以下により作成。明治2年5月、葛飾県捕亡となる。同年10月より捕亡頭取。同3年5月より史生補。深津(小田)県時代の配属は聴訟課・高梁出張所詰。司法省時代の配属は宇都宮区裁判所。明治12年10月の配属は松山警察署。

※富田潤三重昭: 元関所番。葛飾県史生(明治3年5月カ～)。租税局兼治河(白石家717、田口(栄)家1323)。明治5年正月15等出仕。同年2月免職(埼玉県行政文書明1604-23)。東京に移住、後絶家(『自治資料埼玉県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第4輯 史蹟天然記念物之部、埼玉県、1928年、143頁)。

下野国小山の戦いや宇都宮城攻防戦で緊迫した慶応四年四月以降の栗橋関所番（足立・加藤・島田・富田）の勤務の変遷についてまとめると、以下の通りである。

① 四月十九日 通常勤務

② 四月二十日 古河藩（初日のみ彦根藩）勤務に「立会出勤」

（通行改めは勤番藩士が担当）

※六月、関所番勤役継続願書（史料一）

② 六月二十九日 「御人減二付、勤御差免勤仕並小普請人」を命じる徳川家中老の仰渡により出勤停止

③ 九月一日 古河藩勤番に立会出勤（朝臣として）

④ 十二月一日 明治二年二月十七日（関所廃止前日） 通常勤務

②から③へと至る過程において、出勤を再開するようにとの指示が七月二十日に届いたものの、直ちには再開されなかった。関所番は、自分たちだけでは「人少」であるとして、東方地方が鎮静しないうちに、出勤再開を機に勤番藩士が引き揚げられることを懸念して躊躇したのである。

徳川家（幕府）の禄を食んでいた関所番は、当初は朝臣となることに当惑していた。朝臣化した後の足立は、「王臣」の関所番と名乗る手札（名刺）を使用しており、朝臣の身分を誇示している。

関所廃止によって職を失った足立たちは、「御手当月給之儀も当分・之・処・無・給・二・而も不苦」と葛飾県へ出仕を願い出て、そろって同県に出仕することになった。

明治四年十一月の葛飾県廃止後、帰郷していた足立（埼玉県士族）は、学区取締兼医務取締・学務委員を歴任して、地域の教育・衛生に携わっ

た。家禄は同七年に奉還し（一時金一二三円余）、栗橋周辺の土地を所有し（同十三年調で二町二反余）、小作収入を得ていた。

元関所番の足立正寛・加藤政武・島田耕平と元関所番見習（葛飾県に出仕）の島田定勝の葛飾県廃止後の略歴を整理すると、表三の通りである。元関所番の富田潤三については、表三に注記した通り、東京に移住している。葛飾県廃止後、加藤と島田定勝が、権知事の矢野光儀が権令として転出した深津県（明治五年六月小田県と改称）に出仕している点は注目される。足立が第八区の学区取締であったのに対し、島田耕平は同区の副区長であった。小田県廃止後に加藤が就任した栗橋学校校務掛は、学区取締（足立）の指揮監督下にあった。区制廃止に伴い、足立・加藤・島田耕平は、再びそろって職を失うことになった。加藤は、学務委員・栗橋宿筆生にも就任している。

足立が学区取締に就任した背景には、関所番および葛飾県官員としての経験により培われた足立の事務能力、葛飾県廃止後の足立が県や国に出仕せず栗橋にいて、栗橋に区務所が置かれていたことなどが考えられるであろうか。<sup>(17)</sup>

他の関所番や埼玉県士族の動向、文久三年（一八六三）十二月 治二年（一八六五）二月の古河藩・関宿藩の勤番、近世の足立家の小作等については、触れることができなかった。また、本稿で言及した栗橋町作成足立家文書目録収録「教育」史料と葛飾県時代川普請関係史料については、大半は現在当館で閲覧することができずこれらの内容確認も課題である。<sup>(18)</sup>

注

- (1) 埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書』(以下『叢書』と略記) 一三(上) 栗橋関所史料一 御関所御用諸記Ⅰ、埼玉県、二〇〇二年、『叢書』一三(下) 栗橋関所史料二 御関所御用諸記Ⅱ、二〇〇三年、『叢書』一四 栗橋関所史料三 御関所日記書抜Ⅰ、二〇〇二年、『叢書』一五 栗橋関所史料四 御関所日記書抜Ⅱ・御用留Ⅰ、二〇〇二年、『叢書』一六 栗橋関所史料五 御用留Ⅱ・御関所日記、二〇一三年。
- (2) 慶応元年六月〜十二月「御用留 十番」(足立家五四)、同二年正月〜六月「御用留 十一番」(同五五)、同二年六月〜十二月「御用留 十二番」(同五六)、同三年正月〜十二月「御用留 十三番」(同五七)、同四年正月〜明治二年三月「御用留 十四番」(同五八)。
- (3) 慶応四年二月〜三月「御関所日記 戊辰二番」(足立家五九)、同年三月〜閏四月「御関所日記 戊辰三番」(同六〇)、同年閏四月〜八月「御関所日記 辰四番」(同六一)、同年八月〜明治元年九月「御関所日記 辰五番」(同六二)、同元年十二月〜同二年二月「御関所日記」(同六三)、同二年二月「御関所日記」(同六四)。なお、同六一に綴られている家禄に関する葛飾県達や家禄奉還願書等も収録。
- (4) 足立家三〇二(『叢書』一六〇絵一五)。
- (5) 足立家三〇一(『叢書』一六〇絵一七)。
- (6) 「栗橋関所関係文書展Ⅱ」のリーフレットは、当館ホームページで閲覧可。
- (7) 足立家および栗橋関所番に関する主要な先行研究としては、『叢書』の「栗橋関所史料」の他に、大島延次郎『日本交通史論叢(復刻版)』、法政大学出版局、一九六九年(初版は一九三九年)、栗橋町文化財保護審議調査委員会編『栗橋町の歴史と文化財』、栗橋町教育委員会、一九八二年、同『栗橋関所―房川渡中田関所―』、同、一九八六年、石岡康子「房川渡中田関所改方制度の変遷―足立家文書より―」(『文書館紀要』第一五号、二〇〇二年)、埼玉県立文書館編集発行『埼玉県立文書館収蔵文書目録』第四二集 諸家文書目録Ⅵ、二〇〇三年、実松幸男「関所番士と三郷周辺の村役人の縁戚関係について―栗橋関所番士の史料から―」(『葦のみち(三郷市史研究)』第三号、二〇一二年)、同「日光道中栗橋関所番と関所を通った人びと」(國學院大學栃木短期大学編『野州叢書』三 歴史のなかの人間、おうふう、二〇一二年)等が挙げられる。なお、葛飾県の官員については、飯島章「明治維新期直轄県の成立と展開―葛飾県を事例とした基礎的考察―」(『千葉史学』第一六号、一九九〇年)等、埼玉県士族の家禄奉還については、埼玉県編集発行『埼玉県行政史』第一巻、一九八九年等、埼玉県の学区取締・学務委員については、埼玉県教育委員会編集発行『埼玉県教育史』第三巻、一九七〇年、埼玉県編集発行『新編埼玉県史』通史編五 近代一、一九八八年、前掲『埼玉県行政史』第一巻、倉沢剛『小学校の歴史(復刻版)』Ⅲ・Ⅳ 府県小学校の成立過程 前・後編、ジャパンライブラリービューロー・日本放送出版協会、一九八九年(初版は一九七〇、七一年)等がある。
- (8) 前掲『埼玉県立文書館収蔵文書目録』第四二集二五〇頁以下。
- (9) 前掲『叢書』一三(上)「解説」六頁、前掲『埼玉県立文書館収蔵文書目録』第四二集二五七頁、実松前掲「関所番士と三郷周辺の村役人の縁戚関係について」、『八潮市史』民俗編、八潮市役所、一九八五年、五七三頁以下。
- (10) 足立家三七(『叢書』一四一四〇六頁以下)。
- (11) 足立家六〇(『叢書』一六一三四七頁、三五〇頁以下)。
- (12) 足立家六〇(『叢書』一六一三六六頁)。
- (13) 足立家六〇(『叢書』一六一三五六頁以下)。
- (14) 足立家六〇(『叢書』一六一三六六頁)。
- (15) 足立家六〇(『叢書』一六一三五七頁以下、三六〇頁)。
- (16) 足立家六〇(『叢書』一六一三五五頁以下)。

- (17) 当館収蔵林家七二九三。
- (18) 「土井利与家記」(茨城県史編さん幕末維新史部会編『茨城県史料』維新編、茨城県、一九六九年、二五一頁以下、二七〇頁)。
- (19) 「御関所日記」の五月十六日条には、「一昨日并昨日江府東叡山近辺におおて炮戦有之候」とあり、「御関所通路船陸共」嚴重にする措置が取られている(足立家六一〈『叢書』一六一三七七頁〉)。
- (20) 東京大学史料編纂所編『復古記(復刻版)』第五冊、東京大学出版会、一九七四年(初版は一九二九年)、四七五頁以下。
- (21) 同書六四二頁以下。
- (22) 足立家六一(『叢書』一六一三八三頁以下)。
- (23) 足立家六一(『叢書』一六一三八六頁以下)。
- (24) 飯島千秋「静岡藩の成立と財政」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五十五年度、一九八一年)。
- (25) 足立家六一(『叢書』一六一三九〇頁以下)、同一七八。
- (26) 足立家六一(『叢書』一六一三九五頁以下)。
- (27) 足立家六一(『叢書』一六一三九八頁以下)。なお、加藤は、「奥羽戦争之模様相聞有之風聞着々申上」げている。
- (28) 『復古記(復刻版)』第七冊、一九七五年(初版は一九三〇年)一〇一頁以下。
- (29) 同書一四五頁以下。
- (30) 足立家六二(『叢書』一六一四〇三頁)。
- (31) 足立家六二(『叢書』一六一四〇四頁以下)。
- (32) 足立家六二(『叢書』一六一四〇八頁)。
- (33) 足立家三五〇。
- (34) 足立家三五〇、三七五。
- (35) 足立家五八(『叢書』一六一二八四頁)。
- (36) 足立家六三(『叢書』一六一四二〇頁以下)。
- (37) 足立家六三(『叢書』一六一四一二頁以下)。

明治維新と栗橋関所番足立家(清水)

- (38) 前掲飯島章「明治維新时期直轄県の成立と展開」。
- (39) 明治二年正月二十日行政官布告「箱根始メ諸道関門ヲ廃ス」(『法令全書』明治二年第五九)。なお、同年二月三日行政官布告「脱籍浮浪ノ徒処分洩レノ者ヲ復籍セシメ下情抑塞ノ故ヲ以テ脱籍スル等ノ者莫ラシム」(同第九九)には、「古来ヨリ諸道関門被建置候儀ハ、戦国之余兇暴乱盜之徒ヲ制遏之為ニ有之候、今般 大政更始四海一途ニ帰シ候ニ付、宏遠之思食ヲ以諸道関門廃止被 仰出候」とある。
- (40) 足立家六四(『叢書』一六一四四七頁)。
- (41) 足立家六四(『叢書』一六一四四三頁以下)。
- (42) 足立家三五〇。
- (43) 足立家五八(『叢書』一六一三〇〇頁以下)。
- (44) 足立家五八(『叢書』一六一三〇二頁以下、一部は口絵一三三)。
- (45) 足立家三五〇。なお、三月二十一日、元関所番は「家族人数書」を提出しているが、足立の家族については養父・妻・息子一人・娘一人・厄介一人とある(同五八〈『叢書』一六一三〇三頁〉)。
- (46) 足立家三七五。
- (47) 久喜市教育委員会編集発行『久喜市栗橋町史』第四卷 資料編二(二〇一三年)No.二二七。なお、これに先立つ明治二年五月の民部官宛葛飾県伺書(同史料)には、足立他三名について、「素より勤 王志願ニテ(中略)引用者 何れも御用毎ニ可相成者共ニ付、相応御宛行被下置身分可致(ママ)引用者注 御場所え被召出候様」とある。
- (48) 明治二年八月二十二日大蔵省回達「官禄定期官禄渡方定期官禄規則」(『法令全書』明治二年第七七七)。
- (49) 『流山市史料集』第七集、流山市教育委員会、一九七七年、No.三五。
- (50) 足立家二八四一。
- (51) 足立家三七五。なお、辞令の宛所は「源正寛」(同三〇二〈『叢書』一六〇口絵一五〉)。

- (52) 足立家三七五。なお、五月分は「半月史生之官祿」扱いとなり、六月二日には差額の金一兩三分余も支給されている。
- (53) 当館収蔵白石家七一七(『叢書』一六〇絵一四)、同田口(栄)家一三三三。
- (54) 以上の葛飾県の官員録とは別に、明治二年五月の官員録や、「幕臣」「栗橋」等の出自が記されている官員録も存在するという(前掲飯島章「明治維新时期直轄県の成立と展開」)。
- (55) 足立家六一一五(『叢書』一六〇絵一六、四〇一頁以下)。なお、富田・島田・加藤は一石八斗。
- (56) 明治三年十一月二十日達「各県貫属維新ノ際諸道出張総督府ノ許可等ヲ以テ扶助ヲ受ル者等給与ノ比例ヲ定ム」(『法令全書』明治三年第八四九)。ちなみに、元栗橋関所番には適用されていないが、「元身分代官手代之類其所長官手限ニテ抱入之分ハ、給米不被下候条、是迄扶助致来候共自今相止、農商之内へ入籍可為致事」とある。
- (57) 足立家三七五。なお、明治四年七月には、息子の「駒太郎分」として金一両余も支給されている。
- (58) 『足立家・加藤家・島田家文書目録』(栗橋町近世文書目録Ⅱ、栗橋町教育委員会、一九七二年)四頁以下。
- (59) 埼玉県教育委員会編『埼玉人物事典』、埼玉県、一九九八年、六三頁。
- (60) 「赤堀川疏通御普請請持丁場訳ヶ帳」(当館収蔵小林家六九二)に、「栗橋宿出張場所掛り富田葛飾県史生」の名が見える。当館収蔵の葛飾県の官員録(前掲)によると、元関所番の「富田源重昭」は、租税局兼治河の史生であった。
- (61) 明治四年十一月十四日太政官布告「足柄県外一府九県ヲ置キ管地ヲ定ム」(『法令全書』明治四年太政官第五九四)。
- (62) 前掲飯島章「明治維新时期直轄県の成立と展開」。
- (63) 足立家三〇一(『叢書』一六〇絵一七)。
- (64) 四月分の月給は金一五両(円)で、「三ヶ年勤続ニ付」金二〇両と帰国の旅費四円四二銭を支給されている(足立家三七五)。
- (65) 埼玉県行政文書明一六〇四一三三。
- (66) 前掲『叢書』一三(上)「解説」六頁。
- (67) 前掲『栗橋町の歴史と文化財』二〇二頁以下所収の栗橋学校の沿革誌。
- (68) 明治五年八月二日太政官第二一四号「学制」(『法令全書』)。
- (69) 埼玉県行政文書明一八四八一九。日付は「埼玉県史提要」(埼玉県立文書館編『埼玉県史提要 県治提要 内訪納議』、埼玉県近代史料集 第一集、埼玉県、一九七七年、八九頁以下)による。
- (70) これは正副区長制の導入に関連している。埼玉県では、区の長として戸長(数名)、町村の長として副戸長を置いていた(明治五年七月以降が、七年二月に至り、区には区長(一名)と副区長(常務・戸籍・徴兵・学校・勸業・取締・租税・水理・出納等の事務を数名で分担)を置き、各町村には戸長・副戸長以下を置くことに改めている(前掲『埼玉県行政史』第一巻一六二頁以下)。
- (71) 前掲『埼玉県行政史』第一巻一六四頁。
- (72) 埼玉県行政文書明一八四八一三。なお、この文書の「学区取締人名」には、明治七年六月以降の情報も含まれている。
- (73) 明治八年二月十七日埼玉県第一〇号布達(埼玉県行政文書明一八五一〇)により学区取締の等級・給料が改定され、上等取締は月給一〇円、中等同は同七円、下等同は同五円となった。同年四月十七日埼玉県無号達(同明一八五)によると、これまで学区取締の身分は一五等官に準じていたのを改め、上等取締は準一三等、中等同は準一四等、下等同は準一五等と定めている。同年十一月二十八日埼玉県甲第五一号布達「埼玉県小学校規則」(同明一八五―二二九)第五三条によると、学区取締の名称・準官等・給料は、一等学区取締が準一二等・月給一三元、二等同が準一三等・同一〇円、三等同が準一四等・同七円、四等同が準一五等・同五円となっている(以降の改定については省略)。

(74) 埼玉県行政文書明一八四八―一三。

(75) 明治十年十一月九日埼玉県甲第一一〇号布達(埼玉県行政文書明二六八一―一〇)。なお、小学校主者・保護役に代わる校務掛の設置は、「事務章程」と同日に布達されている(同甲第一一〇号布達(同明二六八一―一〇))。

(76) 埼玉県編『武蔵国郡村誌』第一四巻、埼玉県立図書館、一九五五年、四二五頁。

(77) 当館収蔵長谷川家八三七、『新編埼玉県史』資料編一九 政治・行政一 附録 埼玉県区分銘鑑・改正埼玉県町村便覧、一九八三年。

(78) 『栗橋町郷土誌』(久喜市教育委員会編集発行『久喜市栗橋町史資料』二 栗橋町郷土誌・静村郷土誌、二〇一三年、二八頁)、大利根町教育委員会編『大利根町史』通史編、大利根町、二〇〇四年、三九二頁。

(79) 同。

(80) 本校長と「副」を含む。

(81) 明治九年七月十四日埼玉県甲第四七号布達(足立家三九七、埼玉県行政文書明二二八)。

(82) 前掲『埼玉県教育史』第三巻一五五、二五九頁。

(83) 前掲『足立家・加藤家・島田家文書目録』一四頁以下。

(84) 同目録の「土木・治水」(五頁)にある明治七年四月「諸請取証」も、「学区取締足立柔郎」とあるので、学区取締関係文書であろう。

(85) 前掲。

(86) 明治二十二年頃の只見の宅地は、加藤家(足立家に隣接)の隣にあった(加藤光子「利根川改修計画による栗橋河岸の変化」(文教大学『教育学部紀要』第三〇集、一九九六年)。

(87) 足立以外については、明治七年に区長池田鴨平が一五円、副区長松島要次郎が一〇円、一〇年十二月に区長池田が二五円、副区長松島が一五円、同秋庭豊五郎が一五円、同島田耕平が一〇円、教員只見秀實が二四円、各校教員一七名が八五円五〇銭、栗橋宿戸長小林三平他五五名が三〇一円で

ある。

(88) 『久喜市栗橋町史』第五巻 資料編三 近現代、二〇一二年、No.二四〇。

(89) 前掲『埼玉県教育史』第三巻二二三頁以下。

(90) 明治十年九月二十七日埼玉県乙第五七号達「臨時教育集会議事日誌」(埼玉県行政文書明二六六)。

(91) 明治十年八月十三日埼玉県甲第七九号布達「臨時教育集会議事規則」(埼玉県行政文書明二六八―七九)。

(92) 長谷川家八七四。宛所は「第拾五区正副区長・学区取締」。

(93) 前掲『足立家・加藤家・島田家文書目録』一五頁。

(94) 明治八年二月十四日埼玉県第一二二号布達(埼玉県行政文書明一八五一―一三)による調査。

(95) 明治九年八月十七日埼玉県乙第九四号達(埼玉県行政文書明二二六)。

(96) 前掲。

(97) 第三、五、一五、一六区は副区長兼務。

(98) 明治十年七月二十三日埼玉県甲第六八号布達(埼玉県行政文書明二六八一―六八)。

(99) 当館収蔵小林(正)家八三三―一六。

(100) 明治十一年「県治提要」(前掲『埼玉県史提要 県治提要 内訪納議』二五二頁)によると、医務取締(年棒三〇円)二〇名とある。

(101) 明治十二年三月十七日埼玉県無号達(埼玉県行政文書明三一八一―一六)。

(102) 明治十二年三月十七日埼玉県無号達(埼玉県行政文書明三一八一―一八)により校務掛も廃止され、担当事務は戸長が担当することになった。

(103) 「旧第八区学区取締足立柔郎」とある明治十一〜十二年の学資関係綴が存在する(前掲『足立家・加藤家・島田家文書目録』一五頁)。

(104) 北川辺町史編さん委員会編集発行『北川辺町史』史料集(十四) 小室家文書(上)、一九九三年、所収明治十二年「諸回達日記」。

(105) 前掲『足立家・加藤家・島田家文書目録』一五頁。

- (106) 明治十二年九月二十九日太政官第四〇号布告「学制廃止教育令制定」(『法令全書』)。
- (107) 明治十三年一月十日埼玉県甲第五号布達「学務委員撰挙規則」。「学務委員事務章程」(埼玉県行政文書明三四五)。
- (108) 明治十三年十二月二十八日太政官第五九号布告「教育令改正」(『法令全書』)。
- (109) 明治十四年十月二十一日埼玉県甲第九六号布達「埼玉県学務委員薦挙規則」。「学務委員事務要領」(当館収蔵野口家一七二〇)。
- (110) 明治十四年十月二十日埼玉県甲第九五号布達(埼玉県行政文書明三九〇)、前掲『埼玉県教育史』第三卷五二二頁以下。
- (111) 明治十八年八月十二日太政官第三三号布告「教育令ヲ改正シ明治十四年第三拾八号布告中教育令第九条トアルヲ教育令第八条ト改ム」(『法令全書』)。
- (112) 埼玉県行政文書明五〇九九―一二六一二。
- (113) 埼玉県行政文書明五一〇〇―三六一三。
- (114) 埼玉県行政文書明一八五九―三一―二。
- (115) 埼玉県行政文書明五一〇三一六〇―一。
- (116) 埼玉県行政文書明九五九―一〇(前掲『久喜市栗橋町史』第五卷No.二八)。なお、元区长の池田は、北葛飾・中葛飾郡書記に転じたが、明治十四年四月に退任している。
- (117) 足立家六一一六(『叢書』一六一四〇二頁)。
- (118) 足立家六一一七(『叢書』一六〇口絵一八、四〇二頁)。
- (119) 明治六年十二月二十七日太政官第四二五号布告「華土族卒家禄賞典禄百石未満ノ者ニ限り奉還ヲ許ス」・同第四二六号達「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」(『法令全書』)。
- (120) 明治七年三月二十四日太政官第三七号布告「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則第一条第二条中追加」(『法令全書』)。
- (121) 明治七年一月二十四日大蔵省達「家禄奉還之者へ力食ノ道ヲ尽スヘキ旨ヲ曉諭セシム」(『法令全書』)。
- (122) 埼玉県行政文書明一四九。
- (123) 『叢書』四 埼玉県史料四、一九九八年、八〇頁。
- (124) 足立家三八二一。
- (125) 明治十三年の屋敷建築関係綴(足立家三二一)がある。
- (126) 深津(小田 県官員については、笠岡市史編さん室編『笠岡市史』第二卷、笠岡市、一九九六年、三八頁以下参照)。
- (127) 元富田屋敷に転入した清島正次郎は、元江戸町奉行所与力とされるが、明治八年五月に栗橋宿副戸長に就任し、同十八年八月当時は同筆生であった(前掲『栗橋町の歴史と文化財』二九三頁、前掲加藤「利根川改修計画による栗橋河岸の変化」、埼玉県行政文書明三七〇五―一八(前掲『久喜市栗橋町史』第五卷No.一〇)、同八九〇―一〇(同No.二三))。
- (128) 一部は前掲『栗橋町の歴史と文化財』および『久喜市栗橋町史』第五卷に使用されている。